

## 「先進医療医師奨励賞」 実施要綱

一般社団法人 日本先進医療医師会

- (1) 目的 将来の先進医療をになう優秀な若手医師の研究・実践を奨励し、以って日本の先進医療をより推進し活性化するために本賞を設ける。
- (2) 賞の名称 「先進医療医師奨励賞」
- (3) 賞の対象 受賞の対象は各領域で決定するが、学会発表、論文、海外貢献 [注 1] など、本賞の趣旨に合致するものであること。若手の定義も領域の判断による（対象年齢などは、各領域の募集要綱による）が、受賞者は先進医療医師会会員に限る。
- (4) 人数・賞金 原則各領域 1 名、最大 5 名とする。賞金は 1 件当たり 30 万円とする。
- (5) 義務 受賞者は、決定後最初の理事会で賞状と賞金を授与し、推薦領域の指定する方法（主催学会での講演など）で、受賞記念講演またはレポート提出を行うこととする。
- (6) 規程 本実施要綱の他に各領域は規定や細則を設け、それに則り募集、審査等を行う。
- (7) プロセス 領域代表は、本会正会員から推薦された授賞候補者の審査、選考を行う。審査の経緯と結論を推薦状に記載し、理事会に文書で報告する。  
理事会は領域から推薦された候補者を審議し、受賞者を確定する。
- (8) 取消 受賞者が当会の名誉を傷つける行為をした場合、理事会は遡及して賞を取り消すことができる。
- (9) 受賞回数 本賞既受賞者の再受賞は認めない。また、複数領域への応募は認めない。

[注 1] 招待講演、シンポジウム、海外実習指導も含む。

(2023 年 1 月制定)

- [領域 1： 先進医療](#) [当会会長が推薦する者](#)
- [領域 2： 再生医療](#) [当会再生医療等委員会が推薦する者](#)
- [領域 3： 美容医療](#) [日本美容外科学会が推薦する者](#)

## 先進医療医師奨励賞規定

- 第1条 本規定は、先進的な論文あるいは学会発表、国際協力等により我が国の先進医療に重要な貢献をした功績を称えるために、一般社団法人日本先進医療医師会が優れた会員に対して贈る「先進医療医師奨励賞」に関して定める。
- 第2条 本賞の対象は、論文、学会発表および海外貢献活動とする。
- 第3条 表彰件数は毎年5件以内とする。ただし、該当する推薦がない場合には表彰は行わない。
- 第4条 表彰は、月次理事会の場において受賞者に対して行う。ただし、領域からの要請がある場合は、事前に決定、執行することができる。
- 第5条 論文または学会発表、海外協力に対する奨励賞決定プロセスは次の手順による。
1. 論文、学会発表、海外協力の受賞候補は、正会員が該当部門へ推薦し、奨励賞選考委員会が審議し、理事会へ推薦する。
    - (1) 日本先進医療医師会受賞候補等推薦委員会から1名
    - (2) 日本美容外科学会（理事会）から1名
    - (3) 日本先進医療医師会再生医療等委員会から1名
  2. (1) (3) の選考委員は3名以上とし、会長が選任する。
  3. 理事会は、各領域の長から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。
- 第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、授賞理由をホームページで公示する。
- 第7条 本規定の改訂については理事会の承認を必要とする。

承認 2022年10月12日 理事会

- 付則 1. 本規定は2023年1月1日から施行する。
2. 第1回表彰は2023年4月とする。